

# エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書等の手続きの流れ及び操作方法

## 1 概要

平成 24 年度よりエレベーター改修工事における確認申請手続きの必要性の要否、関係法令等の適法性の協議として、提出を求めていました事前内容確認依頼書につきましては、FAX やメールによる申請から電子申請システム(Graffer スマート申請)を使用した申請に変更します。

## 2 手続きの流れ

エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書等の電子申請は、図1・表1のようになります。操作の詳細は、「3 操作方法」を参照ください。

図 1. 手続きフロー図

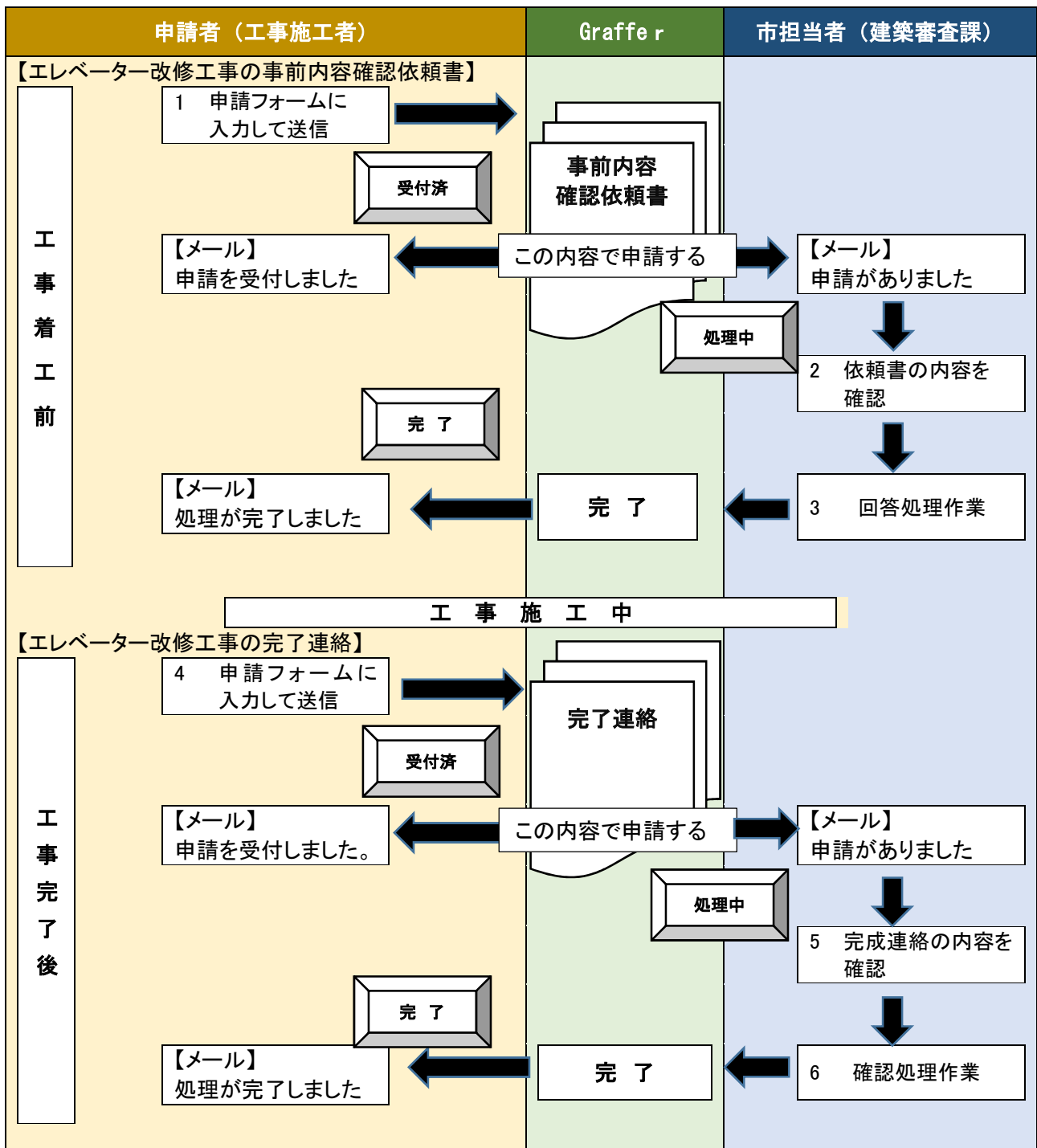



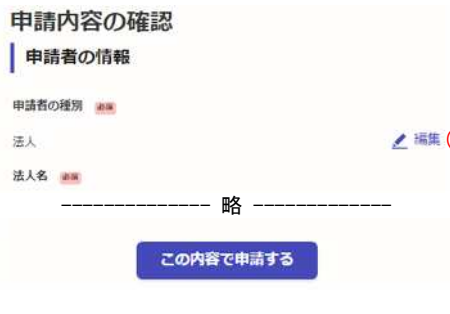
表1. 手続きの流れ

流れ	操作者	操作内容
1	申請者	<b>【エレベーター改修工事 着工前】</b> 「エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書」の申請フォームの設問に回答して申請を送信する(「この申請で送信」をクリックすると、Graffer から申請者と市担当者の双方にメール通知される)。
2	市担当者	市担当者は、申請書(事前内容確認依頼書)の内容を確認する(市担当者から申請者に、申請内容についての確認の電話をすることがあります)。
3	市担当者	申請書の回答を作成し、申請の処理を完了にする(申請者には、Graffer から処理完了がメール通知される)。
4	申請者	<b>【エレベーター改修工事 完了後】</b> 「エレベーター改修工事の完了連絡」の申請フォームの設問に回答して申請を送信する(事前内容確認依頼書と同様にメール通知される)。
5	市担当者	市担当者は、申請書(事前内容確認依頼書)の内容を確認する(市担当者から申請者に申請内容についての確認の電話をすることがあります)。
6	市担当者	管理台帳登録等を行い、申請の処理を完了にする(申請者には、Graffer から処理完了がメール通知される)。

### 3 操作方法

#### (1) 事前内容確認依頼書 電子申請

手順	操作	備考
1	建築審査課のホームページに掲載しています URL より「エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書の電子申請 URL」の申請フォームにアクセスしてください。	<p>3 既設の昇降機(エレベーター)改修工事の事前内容確認依頼書等</p> <p>「1 申請申請(計画通知)要否の判断基準」に基づき確認申請(計画通知)が不要と判断した昇降機改修工事について、「昇降機改修基準の解説(2016年版)」で昇降機改修工事の際に推奨されています確認申請手続の必要性等の記載(P.2.2.29)として、「エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書」と「エレベーター改修工事の完了連絡」の提出を求めています。なお、別途(平成24年度建設第291号)の内容から、対象をエレベーターに限定しています。エスカレーター及び小規模用昇降機は、対象外です。</p> <p>「エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書」の提出については、下記URLより電子申請してください(「エレベーター改修工事の完了連絡」は、「エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書」のメールで電子申請のURLをお送りします)。</p> <p>エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書の電子申請URL</p> <p>エレベーター改修工事の事前内容確認依頼書等の手続の流れ及び操作方法(PDF形式:627KB)</p> <p>エレベーター改修工事における建築基準法第12条第5項に基づく報告について(PDF形式:248KB)</p> <p>参考:建設部第291号平成24年4月27日付「内閣府行政推進部建築部設置の促進について」(PDF形式:604KB)</p>
2	「ログインして申請に進む」を選択して進んでください。	<p>ログインして申請に進む</p> <p>ログインしていただく、申請の一時保存ができるようになります。</p> <p>または</p> <p>メールを認証して申請に進む</p>
3	初めての方は、「新規アカウント登録」(択1)でメールアドレスの登録をしてください。 メールアドレスの登録をしている方は、「メールアドレスでログイン」(択2)を選択して、進んでください。	<p>Grafferアカウントをお持ちの方</p> <p>Grafferアカウント規約 <input type="checkbox"/> プライバシーポリシー <input type="checkbox"/> をお読みのうえ、同意してログインしてください。</p> <p>Googleでログイン</p> <p>LINEでログイン</p> <p>メールアドレスでログイン</p> <p>ログイン方法について教えてください <input type="checkbox"/></p> <p>北九州市のサービスにGmailでログイン</p> <p>Grafferアカウントをお持ちでない方</p> <p>Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。</p> <p>新規アカウント登録</p>

4	<p>利用規約を確認して、チェックボックスをチェックし、「申請に進む」をクリックしてください。</p>	
5	<p>入力フォームの設問に回答して、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。</p>	
6	<p>「申請内容の確認」で内容を確認して(修正は、「編集」(指1)からできます)、よろしければ「この内容で申請する」をクリックしてください。</p> <p>以上で事前内容確認依頼書の電子申請は、終了になります。</p> <p>市担当者が依頼書の回答作成を完了しますと申請完了を通知するメール(図 2)が申請者に届きます。</p>	

## (2)完了連絡 電子申請

手順	操作	備考
1	<p>事前内容確認依頼書の電子申請の完了通知メールに記載の URL(指2)をコピーして、ブラウザに貼り付け、「完了連絡」の申請フォームにアクセスしてください(「https://」の「h」が抜けていますので、貼り付け後に追加してください)。</p>	<p>図 2 を参照してください。</p>
2	<p>事前内容確認依頼書の電子申請フォームと同様の手続きで進めてください。</p>	<p>(1)事前内容確認依頼書 電子申請を参照してください。</p>

## 図 2. 完了通知メール

件名:北九州市 エレベーター改修工事 事前内容確認依頼申請(送付用) 処理完了のお知らせ

-----Original message-----

From:noreply@mail.graffer.jp

[REDACTED]@[REDACTED]

Date:Thu, 23 May 2024 16:25:08

Subject:北九州市 エレベーター改修工事 事前内容確認依頼申請(送付用) 処理完了のお知らせ

-----  
本メールは無害化されています。  
-----

「北九州市 エレベーター改修工事 事前内容確認依頼申請(送付用)」の処理が完了いたしました。

### ■ 申請の種類

北九州市 エレベーター改修工事 事前内容確認依頼申請(送付用)

### ■ 申請日時

2024-05-22 13:10:15

申請の詳細は、以下の URL からご確認いただけます。

[https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/\[REDACTED\]](https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/[REDACTED])

### ■ 受付番号

【 240001 】

### ■ 確認結果

エレベーター改修工事の事前内容確認依頼をしていただき、ありがとうございました。

依頼がありました工事について、確認申請が不要な工事と確認しました。

工事完了後、下記 URL より、「工事完了日」及び「事前内容確認依頼から変更した点(変更がない場合は不要)」の連絡をお願いします。

### ■ 完了連絡 URL

[https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/\[REDACTED\]](https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/[REDACTED]) (指 2)

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。

※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが北九州市公式サービスとして運営しています。

※ ご不明点やご質問は、北九州市で受け付けています。北九州市まで直接お問い合わせください。

### ▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.